

長泉町住民税非課税世帯等 支援給付金（7万円/1世帯）のご案内

- 支援給付金（1世帯あたり7万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和5年中の収入に家計急変のあった世帯を支援する給付金です。
- 世帯全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている場合は、支給対象外です。

給付金の支給額

1世帯あたり7万円

支給対象と申請の有無

令和5年12月1日において長泉町に住民登録があり、次のいずれかにあてはまる世帯

世帯全員の
「令和5年度住民税均等割が非課税」
の世帯

令和5年中の収入が減少し、
「住民税非課税相当」
の収入となった世帯
(家計急変世帯)

前回の給付金（3万円）を受給し、世帯構成に変更のない世帯 → 「支給通知書兼決定書」をお送りします。

原則、手続きは不要です。

※ただし、世帯全員が他の親族の扶養となっている場合や受給を辞退する場合、振込先口座を変更する場合などは必要書類の返信が必要です。

前回の給付金（3万円）を未申請の世帯、または、受給済みであるが世帯構成に変更があった世帯

→ 「支給要件確認書」をお送りします。

支給要件確認書の提出が必要です。

申請が必要です

申請期限

令和6年3月29日（金）まで

申請書により、長泉町役場福祉保険課へ申請してください。

【申請書配布場所】

長泉町役場福祉保険課

詳しくは裏面「I」へ

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 前回の給付金（3万円）の対象であった世帯 （令和5年度住民税均等割が非課税の世帯）

① 3万円を受給した世帯で、世帯構成に変更のない世帯

- 対象となる世帯には、町から「支給通知書兼決定書」が届きます。
- 原則、手続きは不要です。
- 世帯全員が住民税が課されている方の扶養である場合や受給を辞退する場合、振込口座の変更を希望する場合などは、関係書類の提出が必要となります。

② 3万円を未申請の世帯、または3万円を受給済みであるが、世帯構成に変更があった世帯

- 対象となる世帯には、町から「支給要件確認書」が届きます。
- 「支給要件確認書」の提出が必要です。必要事項を記入して、添付書類とともに長泉町役場 福祉保険課 福祉チームへご提出（ご返送）ください。

II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、 世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月から12月までの任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。
（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（長泉町の場合）単身の場合：93万円以下、配偶者・子(1人)を扶養している場合137.8万円以下

給付金を受け取るには、**申請が必要**です。申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに長泉町役場 福祉保険課福祉チームまでご提出ください。

！ 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等支援給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ



〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩828
長泉町役場 福祉保険課 福祉チーム
「長泉町住民税非課税世帯等支援給付金」窓口

055-989-5512 受付時間 平日8:30~17:15